

2013年5月24日 全38頁

バーゼルⅢ、国内基準行版公表＜訂正版＞

【金融庁改正告示】「コア資本」導入、銀行等劣後債のRWが250%へ

金融調査部 研究員 鈴木利光
経営企画部 金本悠希

[要約]

- 2013年3月8日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る告示の一部改正（改正告示）を公表している。改正告示は、いうなれば、「国内基準行向けバーゼルⅢ」であり、（国際統一基準行から1年遅れて、）2014年3月31日（適用日）から適用される。
- 改正告示は、最低自己資本比率については、従来の4%を維持している（ただし、内部格付手法採用行については、当該銀行を国際統一基準行とみなし、普通3株式等Tier1比率4.5%以上を維持することが求められる）。
- しかし、改正告示は、「コア資本」という概念を導入したうえで、調整・控除項目を厳格化することにより、自己資本の質の向上を図っている。
- コア資本の基礎項目（プラス項目）については、現在算入が認められている非累積的永久優先株や劣後債の算入が認められなくなる。調整項目（マイナス項目）については、国際統一基準行（バーゼルⅢ）と同一の枠組みのダブル・ギアリング規制が適用される。
- 自己資本比率の分母については、国際統一基準行（バーゼルⅢ）と同様に、CVAリスク相当額（÷8%）の加算や中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーの見直しが適用される。
- 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係るリスク・ウェイトは、従来の100%から250%に引き上げられる。もっとも、経過措置により、当該エクスポージャーのうち適用日において保有するものについては、5年間に亘ってリスク・ウェイトが段階的に引き上げられる（100%→150%→200%）。また、当該エクスポージャーのうち、適用日前に銀行等が発行した非累積的永久優先株（適格旧非累積的永久優先株）や劣後債等のリスク・ウェイトについては、2029年3月30日までの間、（本則の250%ではなく、）100%とする。なお、同じく経過措置により、適格旧非累積的永久優先株は、2020年3月30日までは、全額を基礎項目に算入できる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 改正告示の概要	3
■ 3. 最低自己資本比率（4%）の維持	4
■ 4. 自己資本の質の向上	4
■ 5. コア資本に係る基礎項目（プラス項目）	7
■ 6. コア資本に係る調整項目（マイナス項目）	13
■ 7. 自己資本比率の分母に係る改正	25
■ 8. 経過措置	31

1. はじめに

2013年3月8日、金融庁は、金融機関の自己資本比率規制に関して、国内基準行を対象として、「第1の柱」（最低所要自己資本比率）に係る「告示」¹の一部改正（以下、「改正告示」）を公表している²。

国際統一基準行の自己資本比率規制については、2013年3月31日より、バーゼルⅢの段階的な実施が開始されている³。

改正告示は、いうなれば、「国内基準行向けバーゼルⅢ」であり、（国際統一基準行から1年遅れて、）2014年3月31日から適用される。

¹ 「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」をいう。

² 金融庁ウェブサイト参照（<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20130308-4.html>）

（同サイトに「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」も掲載）

³ バーゼルⅢに関連する国内規制の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

- ◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html）
- ◆ 「『第2の柱』に係る監督指針、バーゼルⅢ準拠に改正」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091403financial.html>）
- ◆ 「評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準）」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>）
- ◆ 「早期是正措置の区分、バーゼルⅢに合わせて見直しへ」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢのQ&A、ダブル・ギアリングを明確化」（鈴木利光/金本悠希）[2012年8月27日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/12082701securities.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]
（<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示③ 総自己資本比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006732.html）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示② Tier 1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html）
- ◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier 1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
（http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html）

本稿では、銀行の連結自己資本比率を前提として、改正告示の内容を解説するものとする(注)。

(注) 本稿は、大和総研レポート「バーゼルⅢ、国内基準行版(案)公表(詳細)」(鈴木利光)[2013年1月28日](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130128_006735.html)を、改正告示の公表に応じてアップデートしたものである点に留意されたい。

2. 改正告示の概要

金融庁は、改正告示の概要を、次のように説明している(金融庁「自己資本比率規制(国内基準)の見直しについて」より引用)。

(1) 最低自己資本比率(4%)の維持

最低自己資本比率については、従来の4%を維持。

(2) 自己資本の質の向上

規制上の自己資本を普通株式・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促す。なお、協同組織金融機関については、その資本調達の特性に鑑み、優先出資をコア資本に算入することを認める。

コア資本 = 普通株式 + 内部留保 + 強制転換条項付優先株式
+ 優先出資(協同組織金融機関のみ) +/- 調整・控除項目

(3) 実施時期

2014年3月末から適用開始。ただし、原則10年間の経過措置を導入し、十分な移行期間を確保しながら、段階的に実施。

3. 最低自己資本比率（4%）の維持

改正告示は、現行の最低自己資本比率（4%）には変更を加えていない（改正告示 25 条参照）（図表 1）。

図表 1 最低自己資本比率（4%）の維持

最低自己資本比率	
現行告示	$\frac{\text{自己資本の額 (Tier1 + Tier2 + Tier3 - 控除項目)}}{\text{信用リスク・アセット額合計額} + \text{マーケット・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※}) + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※})} \geq 4\%$
改正告示	$\frac{\text{自己資本の額 (コア資本に係る基礎項目 - 調整項目)}}{\text{信用リスク・アセット額合計額} + \text{マーケット・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※}) + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※})} \geq 4\%$

(※) 「 $\div 8\%$ 」 = 「 $\times 12.5$ 」

(出所) 改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ただし、改正告示は、内部格付手法採用行については、当該銀行を国際統一基準行であるとみなし、普通株式等Tier1 比率 4.5%以上⁴を維持することを内部格付手法の採用および継続使用の要件としている（改正告示第 238 条第 2 号参照）。

4. 自己資本の質の向上

改正告示は、「コア資本」という概念を導入したうえで、調整・控除項目を厳格化することにより、自己資本の質の向上を図っている（図表 2・3）。

⁴ 国際統一基準行の普通株式等 Tier1 比率の算出方法については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier 1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html)

図表 2 自己資本の質の向上（資本算入項目）

現行告示		改正告示		
Tier1 (基本的項目)	株主資本（非累積的永久優先株を含む。社外流出予定額、負債性調達手段および期限付優先株を除く）（※1）	コア資本	株主資本（普通株式または強制転換条項付優先株式。社外流出予定額を除く）	
	その他有価証券評価差損（※2）		その他の包括利益累計額（その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金を除く。為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額を含む）	
	為替換算調整勘定		普通株式または強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	
	新株予約権		コア資本に係る調整後少数株主持分の額	
連結子法人等の少数株主持分（※3）				
Tier2 (補完的項目) (※4)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			
	次に掲げるものの合計額			次に掲げる額の合計額
	■ 一般貸倒引当金（ \leq 自己資本比率計算の分母 \times 0.625%）			■ 一般貸倒引当金（ \leq 信用リスク・アセットの額の合計額 \times 1.25%）
	■ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額（ \leq 信用リスク・アセットの額の合計額 \times 0.3%）			■ 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額（ \leq 信用リスク・アセットの額の合計額 \times 0.6%）
	負債性調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの			
	■ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること			
■ 原則として償還されないものであること				
■ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること				
■ 利払いの義務の延期が認められるものであること				
期限付劣後債務（契約時における償還期間が5年を超えるものに限る）				
期限付優先株				
Tier3 (準補完的項目) (※5)	次に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（短期劣後債務）（※6）			
	■ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること			
	■ 契約時における償還期間が2年以上のものであること			
	■ 約定された償還期日以前に償還されないものであること			
■ 銀行が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が4%以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること				

（※1）海外 SPC 発行の優先出資証券の算入は、発行時の Tier1 の 25% を限度に認められる。ステップ・アップ金利特約付の株式等（海外 SPC の発行する優先出資証券を含む）の算入は、Tier1 の額と発行予定額の合計額の 15% を限度とする。

（※2）ただし、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例により、2014 年 3 月 30 日までの間は、その他有価証券評価差損を自己資本に反映する必要はない⁵。

（※3）当該連結子法人等が株主資本に計上している負債性調達手段および期限付優先株を除く。

（※4）「Tier1（マイナス Tier3）の額」を算入限度とする。

（※5）Tier1 の額が「信用リスク・アセット額合計額 \times 2%」を上回る場合に限り算入可。

（※6）Tier1 の額が「（信用リスク・アセット額合計額 + オペレーショナル・リスク相当額合計額 \div 8%） \times 2%」を上回る場合、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の 250%相当額、マーケット・リスク相当額合計額の 14 分の 5、Tier1 の額のうち最も小さい額を算入限度とする。

（出所）改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

⁵ 特例の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

「評価損を自己資本に反映しない特例の復活(国内基準)」(鈴木利光)[2012年9月14日](<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>)

図表3 自己資本の質の向上（調整・控除項目）

現行告示		改正告示	
控除項目	Tier1の控除項目（次に掲げるものの合計額）	調整項目	次に掲げるものの合計額
	■ のれんに相当する額		■ 無形固定資産（のれんに係るものに限る）の額
	■ 営業権に相当する額		■ 無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）の額
	■ 企業結合又は子会社株式の追加取得により計上される無形固定資産に相当する額		■ 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額
	■ 金融庁長官が別に定める銀行（※1）について、繰延税金資産の純額に相当する額がTier1の20%を上回る場合は、当該上回る額		■ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
	■ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の50%に相当する額
	内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の50%に相当する額		■ 負債の時価評価（銀行または連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
			■ 退職給付に係る資産の額
			自己保有普通株式等の額
	意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額		意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額
	銀行又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段の額を合計した額		少数出資金融機関等（議決権割合が10%以下の金融機関等）の普通株式等の額（※2）
	■ 金融子会社（保険会社等を除く）であって、連結財務諸表規則第5条1項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの		以下の3項目（特定項目）に係る10%基準超過額
	当該銀行が金融業務を営む会社（保険会社等を除く）を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第5条第1項各号又は第2項に該当するため、連結の範囲に含まれないもの		一 「その他金融機関等」（議決権割合が10%超の金融機関）への普通株式等出資
	■ 保険子法人等		二 モーゲージ・サービシング・ライツ
	■ 金融業務を営む関連法人等		三 （一時差異に基づく）繰延税金資産の額
	特定項目に係る15%基準超過額		
未決済取引および信用リスク削減手法における自己資本控除額			
内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該上回る額の50%に相当する額			
PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			
証券化エクスポージャーの控除項目			

（※1）いわゆる大手銀行をいう。詳細については、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五項第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行」を参照されたい。

（※2）自己のコア資本の10%超相当部分を控除する。

（出所）改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

5. コア資本に係る基礎項目（プラス項目）

(1) 類型

コア資本に係る基礎項目の額は、次の額の合計額とされている（改正告示第 28 条第 1 項および図表 2 参照）（p. 31 以降の経過措置に留意されたい）。

- 一 普通株式または強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く）
- 二 その他の包括利益累計額（※1）（その他有価証券評価差額金（※2）、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金を除く（※3）。為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額（※4）を含む）
- 三 普通株式または強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額
- 四 コア資本に係る調整後少数株主持分の額
- 五 次に掲げる額の合計額
 - イ. 一般貸倒引当金の額（ \leq 信用リスク・アセットの額の合計額 \times 1.25%）
 - ロ. 内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額（ \leq 信用リスク・アセットの額の合計額 \times 0.6%）

（※1） その他の包括利益累計額が計上されるのは連結財務諸表のみであり、単体の財務諸表では計上されない。農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会は「その他の包括利益累計額」をコア資本に含まない。

（※2） 現行告示においても、「その他有価証券評価差額金」がプラスの場合は、自己資本に反映しない。さらに、自己資本規制の一部を弾力化する特例により、2014年3月30日までの間は、「その他有価証券評価差額金」がマイナスの場合も、自己資本に反映する必要はない⁶。

（※3） 他方で、資産再評価法（第2次大戦後のインフレーション下において、「適正な減価償却を可能にして企業経営の合理化を図り、資産譲渡等の場合における課税上の特例を設けてその負担を適正にし、もつて経済の正常な運営に寄与することを目的と」（同法第1条）して昭和25年に公布）に基づく再評価積立金（資産の再評価に係る再評価差額から、当該再評価差額による損失のてん補等に充てた金額を控除した残額を積み立てた金額をいう（同法第102条参照））については、現行規制においても基本的項目（Tier1）に算入されるほか、資本組入れが法律上認められている（同法第109条参照）こと等を踏まえ、コア資本に算入可能としている（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」参照）。

（※4） 新退職給付会計による「数理計算上の差異のうち費用処理されない部分については、税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部のその他の包括利益累計額に計上されることとなりますが、当該その他の包括利益累計額に計上される額については、正の値であるか負の値であるかに拘わらず、その額がコア資本に係る基礎項目の額に算入されることとなります」（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」）。

(2) 「普通株式」

前記(1)「一」「三」の「普通株式」の定義は、国際統一基準行における「普通株式」と同義である⁷。具体的には、次の通りとされている（通常の普通株式であれば、これらの要件を満

⁶ 特例の概要については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「評価損を自己資本に反映しない特例の復活（国内基準）」（鈴木利光/金本悠希）[2012年9月14日]
<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12091402financial.html>

⁷ 国際統一基準行における「普通株式」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示① 普通株式等Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]

たすと考えられる) (改正告示第 28 条第 3 項参照)。

- 一 残余財産の分配について、最も劣後するものであること
- 二 残余財産の分配について、一定額または上限額が定められておらず、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、株主の保有する株式の数に応じて公平に割り当てを受けるものであること
- 三 償還期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、償還されるものでないこと
- 四 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと
- 五 剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われ、その額が株式の払込金額を基礎として算定されるものではなく、かつ、分配可能額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと
- 六 剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと
- 七 剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと
- 八 他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること
- 九 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと
- 十 払込金額が適用される企業会計の基準において株主資本として計上されるものであること
- 十一 発行者により現に発行され、払込済みであり、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接または間接に融通されたものでないこと
- 十二 担保権により担保されておらず、かつ、発行者または当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的または経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと
- 十三 株主総会、取締役会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議または決定に基づき発行されたものであること
- 十四 発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること

(3) 「強制転換条項付優先株式」

前記(1)一・三の「強制転換条項付優先株式」の定義は、国際統一基準行における「その他Tier1資本調達手段」と同様の考え方に基づいている⁸。もっとも、「その他Tier1資本調達手段」と異なり、コンティンジェント・キャピタル条項⁹の含有は求められていない。代わりに、「その他Tier1資本調達手段」と異なり、一定の時期の到来を条件として普通株式へ転換されることという要件が課されている。具体的には、次に掲げる要件の全てを満たす株式とされている（改正告示第28条第4項参照）。

- 一 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること
- 二 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること
- 三 担保権により担保されておらず、かつ、発行者または当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的または経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと
- 四 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと
- 五 償還を行う場合には発行後5年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後5年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後5年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還または買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること
 - イ. 償還または買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること
 - ロ. 償還または買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと
 - ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと
 - ①. 償還または買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還または買戻しのための資本調達（当該償還または買戻しが行われるものと同様以上の質が確保されるものに限る）が当該償還または買戻しの時以前に行われること
 - ②. 償還または買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること

⁸ 国際統一基準行における「その他Tier1資本調達手段」の定義については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「パーゼルⅢ告示② Tier1比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013年1月25日]
http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006731.html

⁹ 負債性調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減または普通株式への転換（元本の削減等）が行われる特約（2012年3月30日改正告示第6条第4項第11号参照）、および実質破綻認定時において元本削減等が行われる特約（2012年3月30日改正告示第6条第4項第15号参照）をいう。

- 六 発行者が五イ. の確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと
- 七 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること
- イ. 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること
 - ロ. 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと
 - ハ. 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること
 - ニ. 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く）がないこと
- 八 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること
- 九 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと
- 十 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと
- 十一 発行者または当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接または間接に融通されたものでないこと
- 十二 ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと
- 十三 一定の時期の到来を条件として普通株式へ転換されるものであること

これらの要件から、「強制転換条項付優先株式」は、優先株式で、一定の時期の到来を条件として普通株式へ転換される（十三）、負債より劣後し（二）、償還期限がなく（四）、仮に償還を行う場合でも原則として発行後 5 年以後にしか行ってはならず（金融庁の確認が必要）（五）、発行者が社外流出（剰余金の配当）をコントロールする資本調達手段（七）とすることができる。

なお、現行告示においては一定限度で Tier1 への算入が認められているステップ・アップ金利特約付の株式等（図表 2（※1）参照）については、コア資本への算入は認められない（四）。

（4）「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」

i) 概要

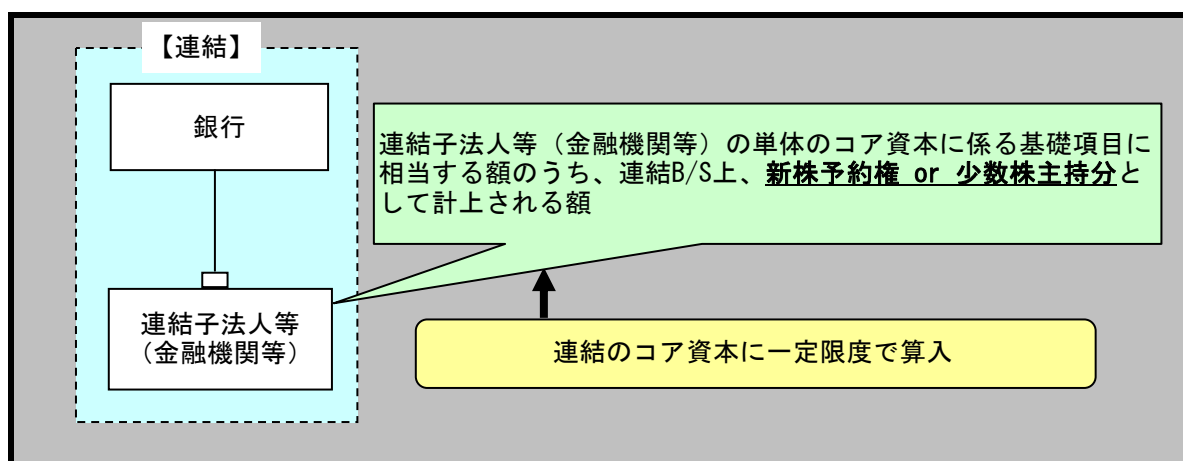
続いて、前記（1）四の「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」の説明に移る。

現行告示では、銀行の子会社（連結子法人等）の少数株主持分は、一般的に、（当該連結子法人等が株主資本に計上している負債性調達手段および期限付優先株を除き、）Tier1 に算入することが認められている（告示第 28 条第 1 項および図表 2（※3）参照）。

これに対し、改正告示では、連結子法人等の少数株主持分のコア資本への算入可能額を制限している（改正告示第 29 条第 1 項参照）。ポイントは、次のとおりである（図表 4 も併せて参照されたい）。

- 少数株主持分のコア資本への算入が認められる「連結子法人等」を金融機関等に限定
- コア資本への算入可能額のキャップを設定（連結子法人等の自己資本比率計算における分母の 4%（上限あり）のうちの第三者持分相当部分）

図表 4 コア資本に算入される少数株主持分



（出所）改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ii) 計算方法

「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」は、次の計算式で求められる額以下の額とされている（改正告示第 29 条第 1 項および p. 12 の計算例参照）。

下記の【算式 A】によって求められる額以下の額。ただし、「特例連結子法人等（※2）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（※3）」（少数株主持分に相当）が上限。

【算式 A】 下記イ・ロのいずれか少ない額 × 「コア資本に係る第三者持分割合（※1）」

イ. （「特定連結子法人等（※2）」の自己資本比率の分母^(註)） × 4%

ロ. 銀行の（連結）自己資本比率の分母の額のうち特定連結子法人等に関連するものの額 × 4%

（注）当該特定連結子法人等が銀行以外（例えば証券会社）の場合にあっては、これに相当する額とする。

「コア資本に係る第三者持分割合（※1）」とは、次の算式により得た割合をいう（改正告示第29条第1項参照）。

「特定連結子法人等（※2）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（※3）」

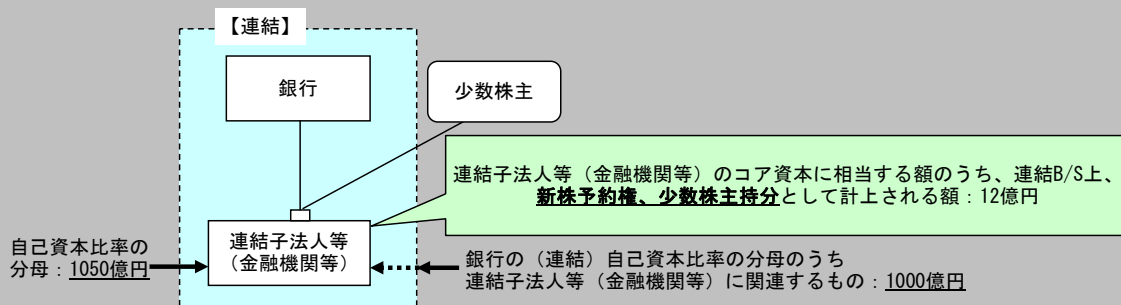
特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額

「特定連結子法人等（※2）」とは、「連結子法人等のうち金融機関¹⁰又はバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準若しくはこれと類似の基準の適用を受ける者」（改正告示第29条第1項）をいう。したがって、特定連結子法人等には、銀行と証券会社は含まれるが、保険会社は含まれないということになるものと考えられる。

「特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（※3）」とは、「特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（中略）のうち当該特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に新株予約権又は少数株主持分として計上される部分の額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）」（改正告示第29条第1項）をいう。

（参考）「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」の計算例

- 連結子法人等（金融機関等）（「特定連結子法人等」）の単体コア資本（基礎項目）：60億円
- 連結子法人等（金融機関等）の少数株主持分相当コア資本（基礎項目）：12億円
- 連結子法人等（金融機関等）の自己資本比率の分母：1050億円
- 銀行の（連結）自己資本比率の分母のうち連結子法人等（金融機関等）に関連するものの額：1000億円



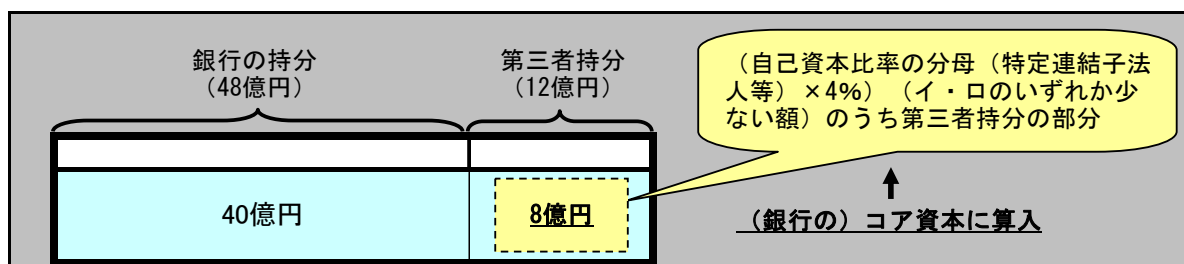
¹⁰ 「金融機関」とは、預金保険法第2条第1項に規定する金融機関（銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、株式会社商工組合中央金庫）、預金保険法第2条第5項に規定する銀行持株会社等、農林中央金庫、一定の事業を行う農業協同組合および農業協同組合連合会、一定の事業を行う漁業協同組合および漁業協同組合連合会、そして一定の事業を行う水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会をいう（告示第1条第7号参照）。

まず、上限の額が「特例連結子法人等（※2）の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額（※3）」（少数株主持分に相当）であり、具体的には12億円である。

次に、p.11の【算式A】のうち、「イ」の額は1050億円 × 4% = 42億円、「ロ」の額は1000億円 × 4% = 40億円なので、「イ・ロのいずれか少ない額」は40億円となる。

そして、「コア資本に係る第三者持分割合」は12億円 / 60億円 = 20%であるため、p.11の【算式A】で求められる額は、40億円 × 20% = 8億円。この額は上限の12億円を超えないため、この8億円が「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」ということになる。

銀行のコア資本に算入される部分（「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」）を図示すると、以下のようになる。



6. コア資本に係る調整項目（マイナス項目）

(1) 類型

コア資本に係る調整項目の額は、次の額の合計額とされている（改正告示第28条第2項および図表3参照）（p.31以降の経過措置に留意されたい）。

一 次に掲げる額の合計額

イ. 次に掲げる無形固定資産の額の合計額

- ①. 無形固定資産（のれんに係るものに限る）の額
- ②. 無形固定資産（のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツ（※1）に係るものを除く）の額（※2）

ロ. 繰延税金資産（一時差異に係るものを除く）の額（※3）

ハ. 内部格付手法採用行において、事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額（※4）

ニ. 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額（※4）

ホ. 負債の時価評価（銀行または連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る）

により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額（※5）

- へ. 退職給付に係る資産の額
- 二 自己保有普通株式等の額
- 三 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額
- 四 少数出資金融機関等の普通株式等の額
- 五 特定項目に係る 10%基準超過額
- 六 特定項目に係る 15%基準超過額

- (※1) 「回収サービス権」（将来のキャッシュの流入の管理・回収業務に係る権利。「金融商品会計に関する実務指針」第36項参照）のうち、住宅ローンに係るものをいう。
- (※2) パーゼルⅢの原文では、どの資産を無形資産とし、控除対象とすべきかを判断する際に、監督当局の事前の承認に基づき、IFRSの無形資産の定義を活用することを認めている。我が国の告示では特に記述はないが、銀行に限らず一定の要件に該当する場合には、IFRSの任意適用が認められており、IFRSを任意適用する銀行においては、IFRSの無形資産の定義を活用することができるということになる。IFRSを任意適用しない銀行の場合は、我が国の会計基準（日本基準）の定義に基づくことになる。
- (※3) 繰延税金資産は、一時差異に係るものとそうでないものとで取扱いが異なる。一時差異には、有税で計上する貸倒引当金や有価証券の減損などが該当する。一時差異に係らないものの例としては、未使用の繰越欠損金や税額控除の繰り越しなどといった営業損失に絡むものなどが、パーゼルⅢの原文では挙げられている。一時差異に係らないものについては、全額を控除する。これに対し、一時差異に係るものについては、「特定項目に係る 10%基準超過額」を控除する（後述（6）参照）。
- (※4) 一のおよび二は、現行告示においても控除項目とされている（図表3参照）。
- (※5) 例えば、デリバティブ取引によるものが該当すると考えられる。なお、パーゼル銀行監督委員会は、2012年7月に、デリバティブ取引の時価のうち自社の信用リスクの変動に基づく部分を区分することは複雑であるため、普通株式等 Tier1 資本から控除する額を、店頭デリバティブの「負債評価調整」とする内容の最終規則を公表している。この「負債評価調整」とは、一般に、銀行のデフォルト・リスクがないと仮定して評価したデリバティブ取引の価値と、銀行のデフォルト・リスクを反映して評価したデリバティブ取引の価値の差額を指す。わが国の会計基準では、通常は該当なしと考えられている。

三、四、そして五・六のうち「その他金融機関等」（10%超の議決権を保有しているものなど）への普通株式等出資は、「ダブル・ギアリング規制」と総称することができる（後述（4）（5）（6）（7）参照）。

(2) 改正告示第 28 条第 2 項第 1 号に列挙されている項目

前記（1）一に列挙されている項目（改正告示第 28 条第 2 項第 1 号に列挙されている項目）については、以下の点に留意が必要である。

まず、イ（一定の無形固定資産の額）またはへ（退職給付に係る資産の額）を算出する場合、これらの規定の額に関連する繰延税金負債の額があるときは、これらの規定の額と当該関連する繰延税金負債の額を相殺することができる（改正告示第 28 条第 5 項参照）。

また、ロ（繰延税金資産の額）を算出する場合、繰延税金資産の額およびこれに関連する繰延税金負債の額があるときは、次の区分に応じて相殺をすることができる（改正告示第 29 条第 10 項参照）（p. 23、p. 24 参照）。

繰延税金資産の区分	相殺対象となる繰延税金負債の額
一時差異に係るもの	繰延税金資産（一時差異に係るもの限る）の額 (A) = 繰延税金負債の額 × $\frac{\text{繰延税金資産（一時差異に係るもの限る）の額}}{\text{繰延税金資産の額}}$
一時差異に係らないもの	繰延税金負債の額から (A) の額を控除した額

(注) ここでいう繰延税金資産の額と繰延税金負債の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益および土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする（改正告示第 29 条第 11 項参照）。ただし、土地再評価差額金について、経過措置を定めた改正告示附則第 5 条に基づき、2014 年 3 月 31 日以降 10 年間、同条に従い計算される額をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合、その期間中はこの取扱いを適用しない。すなわち、再評価に係る繰延税金資産・負債の額はそのまま調整項目の計算の際に勘案する（p. 33 参照）。

(3) 「自己保有普通株式等の額」

前記 (1) 二の「自己保有普通株式等」とは、銀行または連結子法人等が自らの普通株式等（普通株式または強制転換条項付優先株式をいい、自己株式に該当するものを除く¹¹⁾）を保有している場合における当該普通株式等をいう（改正告示第 29 条第 2 項参照）¹²⁾。

ここでいう「保有」には、連結範囲外の法人等に対する投資その他これに準ずる行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合も含まれる（改正告示第 29 条第 2 項参照）。これは、投信やファンド等を通じた間接保有等、直接的な保有以外の幅広い形態での保有を捕捉する趣旨であると思われる。

なお、自己保有普通株式等の額を算出する場合において、銀行または連結子法人等が自己保有普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、当該自己保有普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示第 29 条第 3 項参照）。

(4) 「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」

i) 概要

続いて、前記 (1) 三の「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」の説明に移る。これを調整項目とする取扱いは、前述（p. 14）のとおり、ダブル・ギアリング規制の一類型である。

現行告示でも、「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」は自己資本から控除されている（現行告示第 31 条第 1 項第 1 号参照）。そして、改正告示でも、「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」が調整項目として全額控除することとされているが、次のように対象となる場合が見直されている。

¹¹⁾ 自己株式は、会社法上、および企業会計上の資本控除項目であり、自己資本比率規制で控除する前の時点で、すでに自己資本から控除されている。

¹²⁾ 金融庁は、「自己保有普通株式等」の具体的な範囲として、「Q&A において考え方を明らかにいたしますが、例えば連結範囲外の法人等を通じて自己の普通株式等を保有していると認められる場合や、デリバティブ取引を通じて実質的にその損益を負担しているような場合が考えられます」（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」）としている。

- 相手も意図的保有を行っている場合（資本かさ上げ目的の持合いの場合）に限定
- 「相手」に含まれる金融機関等の範囲を、銀行以外（証券会社・保険会社）や外国の者にまで拡大
- 持合い保有の形態は、直接的保有に限らず、投信やファンド等を通じた間接的保有も含まれる。

ii) 具体的な内容

「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」は、次のとおりとされている（改正告示第 29 条第 4 項参照）。

- 銀行または連結子法人等が、他の金融機関等（※1）との間で相互に自己資本比率を向上させるため、
- 意図的に当該他の金融機関等（※1）の対象資本調達手段（※2）（※3）を保有していると認められ、かつ、
- 当該他の金融機関等（※1）が意図的に当該銀行または連結子法人等の普通株式または強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合（銀行若しくは連結子法人等または他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む）

における当該他の金融機関等（※1）の対象資本調達手段（※2）（※3）の額（※4）

- (※1) 「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第 29 条第 4 項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「パーゼルⅢに関する Q&A」第 8 条-Q10 参照）。
- (※2) 「資本調達手段のうち、普通株式に該当するもの（中略）、その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの又は Tier2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（中略）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」（改正告示第 8 条第 6 項 1 号）。
- (※3) 「他の金融機関等の対象資本調達手段」には、他の国内基準行において経過措置により資本算入が認められる「適格旧非累積的永久優先株」（p. 31 参照）、「適格旧資本調達手段」（p. 31 参照）、および公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日（2014 年 3 月 31 日）前に発行された資本調達手段（p. 32 参照）も含まれるのか否かという疑問が生じる。この点に関して、金融庁は、「第 8 条第 6 項等において『対象資本調達手段』として定義されているとおり、預金取扱金融機関や保険会社等の規制金融機関の発行する資本調達手段については、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において資本算入が認められるものは、『他の金融機関等の対象資本調達手段』に含まれます。」（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」と述べている。資本調達手段の意図的な持合いがないケースについては p. 37 を、さらに同ケースで国際統一基準行の発行する「対象資本調達手段」を保有する場合については p. 37 の「なお」以下を参照されたい。
- (※4) これを算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される他の金融機関等の対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象資本調達手段の額とする（改正告示第 29 条第 12 項参照）。

(5) 「少数出資金融機関等の普通株式等の額」

i) 概要

次に、前記(1)四の「少数出資金融機関等の普通株式等の額」の説明に移る。これを調整項目とする取扱いは、前述(p.14)のとおり、ダブル・ギアリング規制の一類型である。

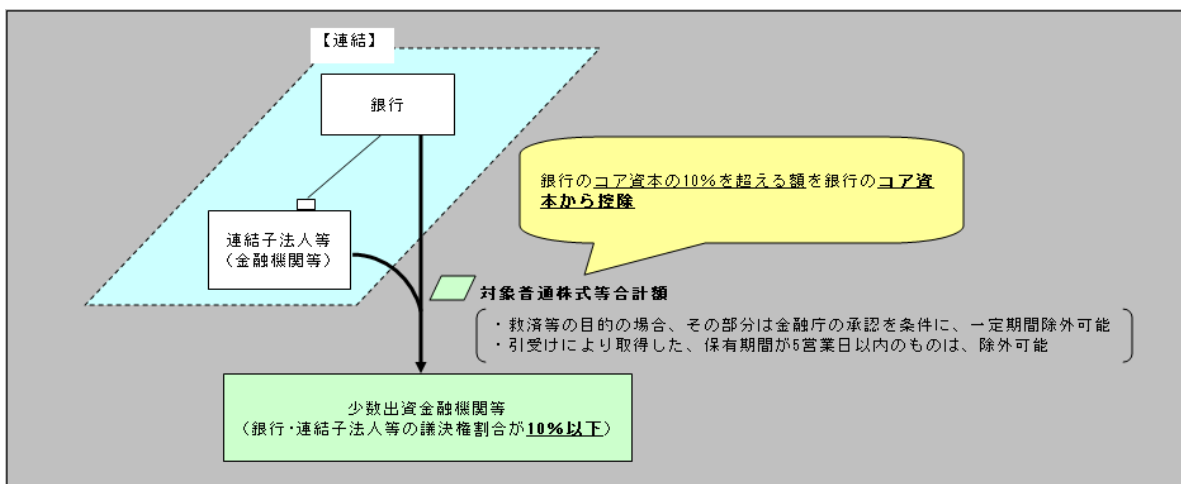
前述(p.15)のとおり、改正告示では、「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」が調整項目(マイナス項目)とされているが、改正告示では、意図的な保有に限らず、他の金融機関等に対する普通株式等出資を(議決権割合が10%超か否かによって異なる方法で)銀行のコア資本から控除することとしている。

「少数出資金融機関等の普通株式等の額」は議決権割合が10%以下の他の金融機関等(親会社および兄弟会社を除く)への普通株式等出資の場合に相当し(議決権割合が10%超の他の金融機関等への普通株式等出資の場合はp.19参照)、次のように取扱われる(改正告示第29条第5項・第9項参照)(図表5)。

- 議決権割合が10%以下の金融機関等(銀行以外や外国の者も含む)に対する普通株式等出資のうち銀行のコア資本(前記(2)から(4)の調整項目を控除後)の10%を超える部分を、銀行のコア資本から控除(※)
- 出資の形態は、直接的保有に限らず、投信やファンド等を通じた間接的保有も含む
- 引受けにより取得した、保有期間5営業日以内のものは除外可能
- 救済等の目的による出資の場合は、金融庁長官の承認を条件に一定期間除外可能

(※) 銀行のコア資本の10%以下の部分については、標準的手法行の場合、リスク・ウェイト100%(従来どおりの取扱い)を適用する。内部格付手法採用行の場合、従来の取扱いに準ずる。

図表5 「少数出資金融機関等の普通株式等」の取扱い



(出所) 改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ii) 具体的な内容

「少数出資金融機関等の普通株式等の額」は、次のとおりとされている（改正告示第 29 条第 5 項参照）。

少数出資金融機関等（銀行および連結子法人等の議決権割合が 10%以下の他の金融機関等（※1））（親会社および兄弟会社を除く）の対象普通株式等（※2）を銀行または連結子法人が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行または連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む）における当該対象普通株式等（※2）の額の合計額から少数出資に係る 10%基準額（※3）を控除した額（※4）（※5）

- (※1) 「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第 29 条第 4 項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「パーゼルⅢに関する Q&A」第 8 条-Q10 参照）。
- (※2) 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第 29 条第 5 項）。したがって、「対象普通株式等」には、改正告示第 28 条第 3 項の要件を満たす普通株式および同条第 4 項の要件を満たす強制転換条項付優先株式に相当するもののみが含まれることとなり、他の国内基準行において経過措置により資本算入が認められる「適格旧非累積的永久優先株」（p. 31 参照）、「適格旧資本調達手段」（p. 31 参照）、および公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日（2014 年 3 月 31 日）前に発行された資本調達手段（p. 32 参照）は含まれない点に留意されたい（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」参照）。
- (※3) コア資本に係る基礎項目の合計額から、この規定を考慮する前の時点におけるコア資本に係る調整項目の合計額（すなわち、「少数出資金融機関等の普通株式等の額」、「特定項目に係る 10%基準超過額」および「特定項目に係る 15%基準超過額」を除いた、コア資本に係る調整項目の合計額）を控除した額に、10%を乗じて得た額をいう（改正告示第 29 条第 5 項参照）。
- (※4) 「当該額が零を下回る場合には、零とする」（改正告示第 29 条第 5 項）。
- (※5) これを算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される他の金融機関等の対象普通株式等については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該他の金融機関等の対象普通株式等の額とする（改正告示第 29 条第 12 項参照）。

iii) 留意点

「少数出資金融機関等の普通株式等の額」を算出する際には、以下の点に留意が必要である。

まず、銀行または連結子法人等が少数出資金融機関等の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示第 29 条第 8 項参照）。

また、次に掲げる対象資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を「少数出資金融機関等の普通株式等の額」の算出の対象から除外することができる。ただし、下記一については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとされている（改正告示第 29 条第 9 項）。

- 一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

(6) 「特定項目に係る 10%基準超過額」

i) 概要

次に、前記 (1) 五の「特定項目に係る 10%基準超過額」の説明に移る。これを調整項目とする取扱いは、前述 (p. 14) のとおり、ダブル・ギアリング規制の一類型である。

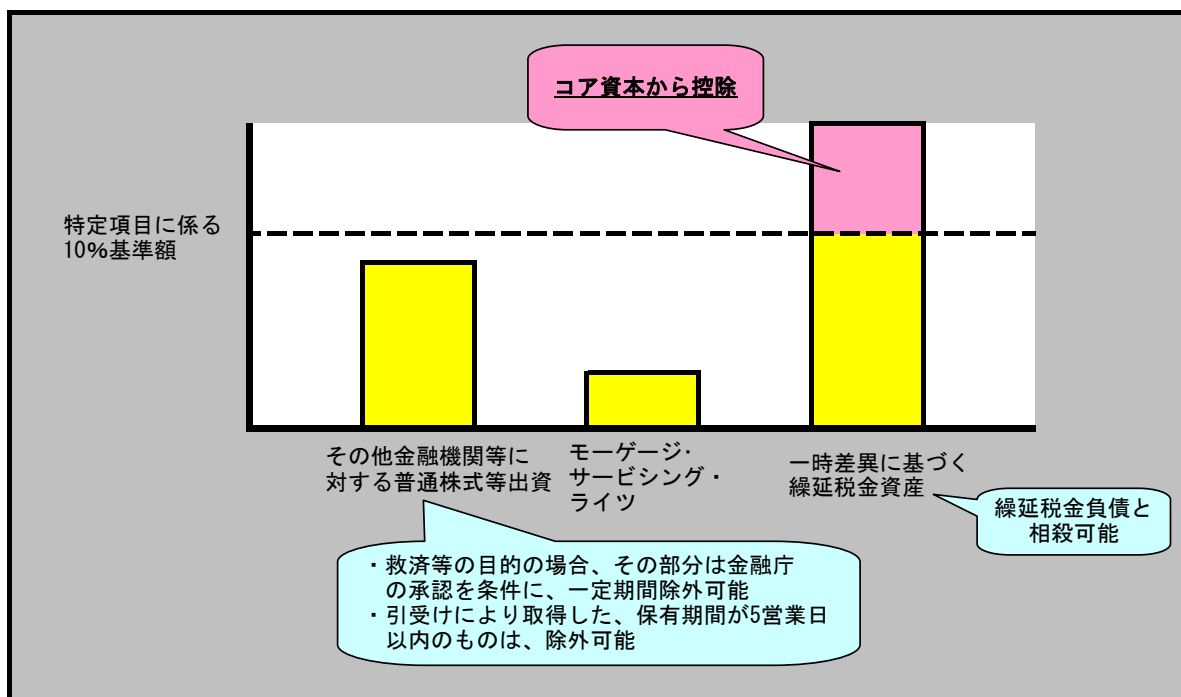
改正告示では、次の 3 項目（以下、「特定項目」）は、それぞれコア資本（前記 (2) から (5) の調整項目を控除後）の 10%を超える部分については、銀行のコア資本から控除されることとしている（改正告示第 29 条第 6 項参照）。

- ①. 「その他金融機関等」（10%超の議決権割合を保有しているもの等）への普通株式等出資
- ②. モーゲージ・サービシング・ライツ
- ③. （一時差異に基づく）繰延税金資産

これは、銀行のコア資本の 10%の部分までは、コア資本から控除する必要がない（コア資本への算入が認められる）ということである（後述のように、コア資本への算入が認められるのは、特定項目の合計でコア資本の 15%まで）。

例えば、銀行のコア資本が 1000 億円であり、①が 60 億円、②が 10 億円、③が 120 億円である場合、①②③のうち、1000 億円の 10%である 100 億円を超える部分にあたる、③のうちの 20 億円が銀行のコア資本から控除される（図表 6 参照）。

図表6 特定項目のうち、コア資本から控除される部分

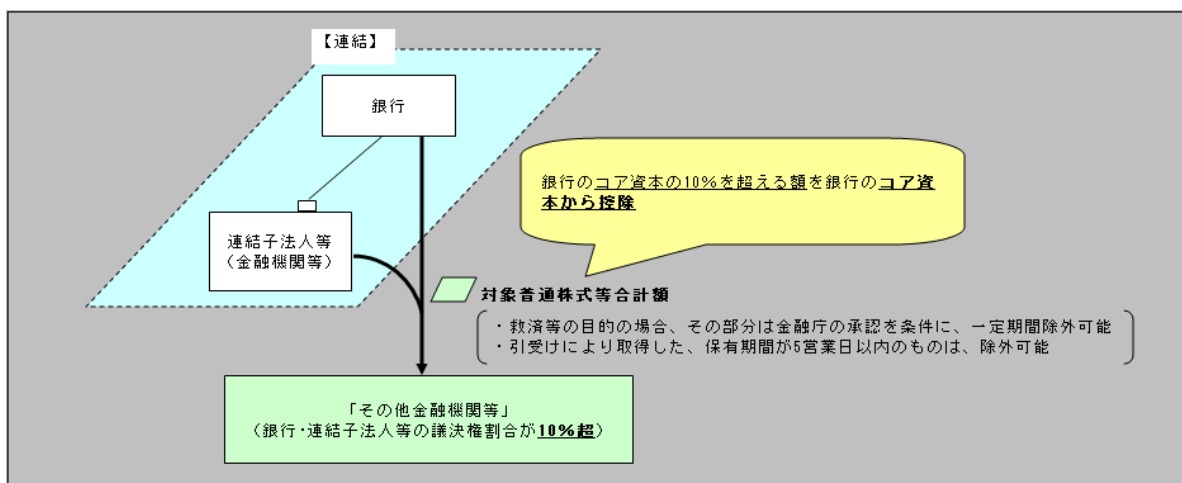


(出所) 改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

特定項目のうち、①の「その他金融機関等」（10%超の議決権割合を保有しているもの等）への普通株式等出資の取扱いの概要は、次のようになる（改正告示第29条第6項・第9項参照）（図表7）。

- 銀行のコア資本の10%を超える部分を、銀行のコア資本から控除
- 出資の形態は、直接的保有に限らず、投信やファンド等を通じた間接的保有も含む
- 引受けにより取得した、保有期間5営業日以内のものは除外可能
- 救済等の目的による出資の場合は、金融庁長官の承認を条件に一定期間除外可能

図表7 「その他金融機関等」への普通株式等出資の取扱い



(出所) 改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ii) 具体的な内容

「特定項目に係る10%基準超過額」は、次に掲げる額の合計額であるとされている（改正告示第29条第6項参照）。

- 一 「その他金融機関等」の対象普通株式等（※1）を銀行または連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該銀行または連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む）における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る10%基準額（※2）を控除した額（※3）（※4）
- 二 モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る10%基準額（※2）を控除した額（※3）
- 三 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る）の額（※5）から特定項目に係る10%基準額（※2）を控除した額（※3）

- (※1) 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第29条第5項）。
- (※2) コア資本に係る基礎項目の合計額から、この規定を考慮する前の時点におけるコア資本に係る調整項目の合計額（すなわち、「特定項目に係る10%基準超過額」および「特定項目に係る15%基準超過額」を除いた、コア資本に係る調整項目の合計額）を控除した額に、10%を乗じて得た額をいう（改正告示第29条第6項第1号参照）。
- (※3) 「当該額が零を下回る場合には、零とする」（改正告示第29条第6項第1号）。
- (※4) これを算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される「その他金融機関等」の対象普通株式等については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該「その他金融機関等」の対象普通株式等の額とする（改正告示第29条第12項参照）。
- (※5) ここでいう繰延税金資産の額は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益および土地再評価差額金に係るものが含まれないものとした場合の額とする（改正告示第29条第11項参照）。

前記一の「その他金融機関等」は、次に掲げる者をいうとされている（改正告示第29条第6項第1号参照）。

- イ. 銀行および連結子法人等がその総株主等の議決権の10%を超える議決権を保有している他の金融機関等（※1）
- ロ. 連結財務諸表規則第5条第1項各号に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれない金融子会社（※2）（イに掲げる者を除く）
- ハ. 当該銀行が金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等であって、連結財務諸表規則第5条第1項各号または第2項に該当するため、連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの（イ・ロに掲げる者を除く）
- ニ. 当該銀行が関連法人等としている金融業務を営む関連法人等（イに掲げる者を除く）
- ホ. 他の金融機関等（※1）であって、当該銀行を子法人等とする親法人等である者（イに掲げる者を除く）
- ヘ. 他の金融機関等（※1）であって、当該銀行を子法人等とする親法人等の子法人等（当該銀行を除く）または関連法人等である者（イからホまでに掲げる者を除く）

（※1）「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第29条第4項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「パーゼルⅢに関するQ&A」第8条-Q10参照）。

（※2）銀行が銀行法第16条の2第1項1号～第11号または第13号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社をいう（改正告示第3条第1項参照）。

iii) 留意点

「特定項目に係る10%基準超過額」を算出する際には、以下の点に留意が必要である。

まず、「その他金融機関等」への普通株式等出資に係る10%基準超過額を算出する場合において、銀行または連結子法人等が「その他金融機関等」の対象普通株式等に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象普通株式等と対応するショート・ポジションを相殺することができる（改正告示第29条第8項参照）。

また、同じく「その他金融機関等」への普通株式等出資に係る10%基準超過額を算出する場合において、次に掲げる対象資本調達手段に該当する対象普通株式等があるときは、当該対象普通株式等を「特定項目に係る10%基準超過額」の算出の対象から除外することができる。ただし、下記一については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとされている（改正告示第29条第9項）。

- 一 その存続が極めて困難であると認められる者の救済又は処理のための資金の援助を行うことを目的として保有することとなった資本調達手段
- 二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

そして、(一時差異に基づく)繰延税金資産に係る 10%基準超過額を算出する場合において、繰延税金資産の額およびこれに関連する繰延税金負債の額があるときは、p. 14 (2) と同様の区分に応じて相殺をすることができる (改正告示第 29 条第 10 項参照) (p. 14、p. 24 参照)。

(7) 「特定項目に係る 15%基準超過額」

i) 概要

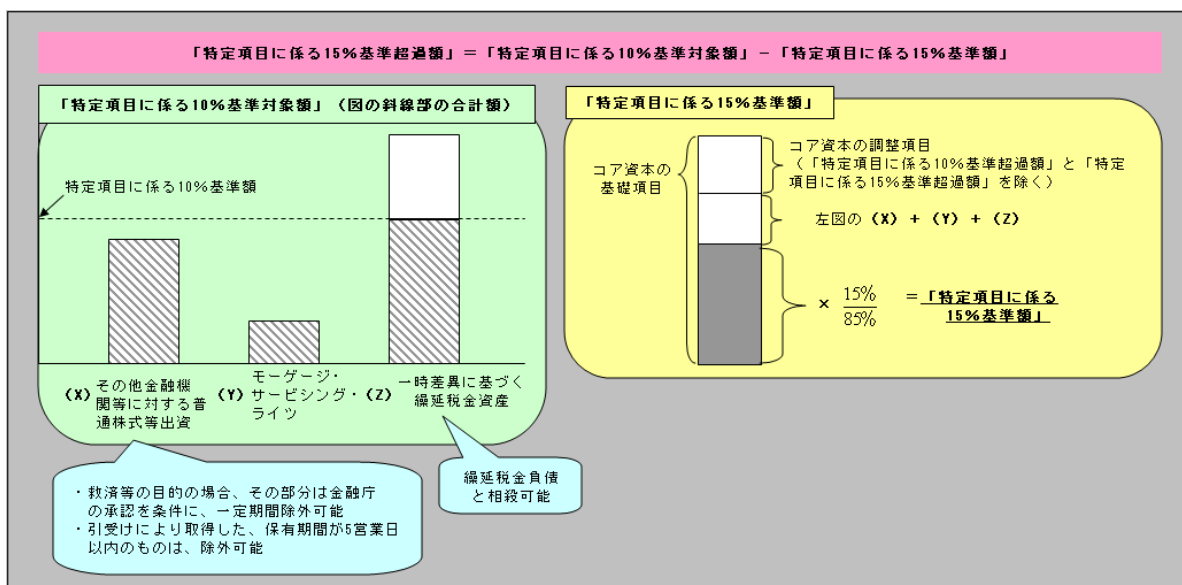
次に、前記 (1) 六の「特定項目に係る 15%基準超過額」の説明に移る。これを調整項目とする取扱いは、前述 (p. 14) のとおり、ダブル・ギアリング規制の一類型である。

前記 (6) のように、「特定項目」(①「その他金融機関等」への普通株式等出資、②モーゲージ・サービシング・ライセンス、③(一時差異に基づく)繰延税金資産)は、それぞれ、銀行のコア資本の 10%の部分まではコア資本への算入が認められる。

もっとも、コア資本への算入が最終的に認められるのは、特定項目の合計でコア資本の 15%までである。そのため、特定項目の合計のうち、コア資本(前記 (2) から (5) の調整項目および特定項目の合計額を控除後)の 15%を超える部分(すなわち「特定項目に係る 15%基準超過額」)は、コア資本から控除される。

例えば、銀行のコア資本が 1000 億円(前記 (2) から (5) の調整項目および特定項目の合計額を控除後)であり、①が 60 億円、②が 10 億円、③が 120 億円である場合の大まかな控除額を考える。この 3 項目はそれぞれ、1000 億円の 10%である 100 億円まではコア資本への算入が認められるため、①②③のうちコア資本への算入が認められるのは、①が 60 億円、②が 10 億円、③が 100 億円であり、計 170 億円となる。しかし、コア資本への算入が最終的に認められるのは、1000 億円の 15%にあたる 150 億円までである。そのため、170 億円のうち、150 億円を超える部分にあたる 20 億円は、「特定項目に係る 15%基準超過額」として、コア資本から控除される(この額はあくまでも考え方をわかりやすく伝えるための大まかな控除額であり、正確な額を求める場合の計算方法は、図表 8 および p. 24 ii) を参照されたい)。

図表8 「特定項目に係る15%基準超過額」



(出所) 改正告示を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

ii) 具体的な内容

「特定項目に係る15%基準超過額」は、次のとおりとされている(改正告示第29条第7項、図表8参照)¹³。

特定項目に係る10%基準対象額(※1)から特定項目に係る15%基準額(※2)を控除した額(※3)(※4)

- (※1) 特定項目の合計額から「特定項目に係る10%基準超過額」(前記(6)参照)を控除した額をいう(改正告示第29条第7項第1号参照)。図表8の斜線部がこれに該当する。
- (※2) コア資本に係る基礎項目の合計額から、この規定を考慮する前の時点におけるコア資本に係る調整項目の合計額(すなわち、「特定項目に係る10%基準超過額」および「特定項目に係る15%基準超過額」を除いた、コア資本に係る調整項目の合計額)および特定項目の額の合計額を控除した額に15%を乗じ、これを85%で除して得た額をいう(改正告示第29条第7項第1号参照)。
- (※3) 「当該額が零を下回る場合には、零とする」(改正告示第29条第7項第1号)。
- (※4) このうち、その他金融機関等の対象普通株式等に係る部分の額を算出する場合において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額の項目として計上される「その他金融機関等」の対象普通株式等については、時価による評価替えを行わない場合の額をもって当該「その他金融機関等」の対象普通株式等の額とする(改正告示第29条第12項参照)。

iii) 留意点

「特定項目に係る15%基準超過額」を算出するにあたっての留意点は、「特定項目に係る10%基準超過額」を算出するにあたってのそれと同一である(p.22参照)。

¹³ 条文上は、特定項目の3項目を分けて算出したうえで、これらを合計した額を「特定項目に係る15%基準超過額」としている。

7. 自己資本比率の分母に係る改正

(1) 自己資本比率の分母の一部見直し

図表 1 (p. 4) のとおり、改正告示は、自己資本比率の分母に抜本的な変更を加えているわけではない。自己資本比率の分母は、次のとおりである（改正告示第 25 条参照）。

$$\begin{aligned} & \text{信用リスク・アセット額合計額} \\ & + \text{マーケット・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※}) \\ & + \text{オペレーショナル・リスク相当額合計額} \div 8\% (\text{※}) \end{aligned}$$

(※) 「 $\div 8\%$ 」 = 「 $\times 12.5$ 」

もともと、改正告示では、国内基準行が信用リスク・アセット額を算出するにあたっては、その損益または評価差額がその他の包括利益累計額または評価換算差額等の項目として計上される資産については、時価による評価替えまたは再評価を行わない場合の額を用いることとしている（改正告示第 48 条第 1 号・第 178 条の 5 参照）。

また、改正告示では、自己資本比率の分母の算出方法について、概ね次のような見直しが行われている。

- 「マーケット・リスク相当額不算入の特例」に係る要件の厳格化
- CVA リスク相当額（信用リスク・アセット額）の算出に係る簡便的手法の導入
- 中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーの見直し（信用リスク・アセット額）
- 重要な出資のエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ
- 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ
- 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る信用リスク・アセット額の引き上げ

(2) 「マーケット・リスク相当額不算入の特例」に係る要件の厳格化¹⁴

現行告示では、銀行は、その選択により、自己資本比率の分母にマーケット・リスク相当額を算入しないことができる¹⁵（現行告示第 27 条参照）。

これに対し、改正告示では、マーケット・リスク相当額の不算入が認められるのは、次に掲

¹⁴ マーケット・リスク規制は、信用協同組合・同連合会、信用金庫、国内基準金庫の信用金庫連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会については適用されない点に留意されたい。

¹⁵ マーケット・リスク相当額を自己資本比率の分母に算入しない場合には、分子に Tier3（準補完的項目）を算入することは認められない（現行告示第 27 条第 1 項参照）。

げるイ・ロ・ハの要件をすべて満たす場合に限られることとしている（改正告示第 27 条参照）。

一 トレーディング勘定（特定取引勘定）設置銀行

- イ. 直近の期末から算出基準日までの間におけるトレーディング勘定の資産および負債の合計額のうち最も大きい額が、1000 億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の 10% に相当する額未満であること
- ロ. 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日におけるトレーディング勘定の資産および負債の合計額が、1000 億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の 10% に相当する額未満であること
- ハ. 直近の算出基準日において自己資本比率の分母にマーケット・リスク相当額を算入していないこと

二 トレーディング勘定を設置していない銀行

- イ. 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定および売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、1000 億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の 10% に相当する額未満であること
- ロ. 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定および売付商品債券勘定の合計額が、1000 億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の 10% に相当する額未満であること
- ハ. 直近の算出基準日において自己資本比率の分母にマーケット・リスク相当額を算入していないこと

(3) CVA リスク相当額（信用リスク・アセット額）の算出に係る簡便的手法の導入

CVA (Credit Value Adjustment) とは、「派生商品取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう」（2012 年 3 月 30 日改正告示第 1 条第 77 の 2 号）。そして、CVA リスクとは、「クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により CVA（中略）が変動するリスクをいう」（2012 年 3 月 30 日改正告示第 1 条第 77 の 2 号参照）。

バーゼルⅡ (2.5) では、CVA リスクに対する具体的な所要自己資本計測の枠組みはなかった。しかし、今般の金融危機では、クレジット・スプレッドの急速な拡大等に伴い、取引相手方（カウンターパーティー）の信用力が悪化したことから、CVA を通じた損失を多くの金融機関が計上した。

このため、バーゼルⅢでは、CVA リスク相当額（を 8% で除した額）を信用リスク・アセット額に加えるという形で、新たに CVA を捕捉することとしている（2012 年 3 月 30 日改正告示第 8

章の2参照)¹⁶。これは、国内基準行（協同組織金融機関¹⁷を含む）についても同様である。

もともと、改正告示では、内部格付手法採用行（信用リスク）、内部モデル方式採用行（マーケット・リスク）、先進的計測手法採用行（オペレーショナル・リスク）、そして期待エクスポージャー方式（派生商品取引の与信相当額）の使用について金融庁長官の承認を受けた銀行のいずれにも該当しない国内基準行については、CVA リスク相当額の算出にあたって、簡便的な手法である「簡便的リスク測定方式」を用いることができるとされている（改正告示第 270 条の2第3項・第270条の5の2参照）。

「簡便的リスク測定方式」の内容は、次のとおりである（改正告示第270条の5の2参照）。

派生商品取引（※）の信用リスク・アセット額 × 12%

（※）中央清算機関（CCP）、CCPの直接清算参加者（clearing member）のうち一定の要件を満たすもの、そして資金清算機関等を相手方とする派生商品取引を除く。

（4）中央清算機関（CCP）向けエクスポージャーの見直し（信用リスク・アセット額）

CCP向けエクスポージャーについては、現行規制上、一般的に（当該エクスポージャーが日々の値洗いにより担保でカバーされている場合に限り、）エクスポージャー額を「ゼロ」とする取扱いが認められている（現行告示第10条第3項参照）。

バーゼルⅢでは、CCPを通じた店頭（OTC）デリバティブ取引の決済（清算集中）を促進する必要性にかんがみ、この取扱いを見直している（2012年12月7日改正告示第8章の3参照）¹⁸。これは、国内基準行（協同組織金融機関¹⁹を含む）についても同様である。

（5）重要な出資のエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ

i）標準的手法採用行の場合

出資その他これに類するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、現行規制上、一律100%とされている（告示第76条参照）。

改正告示では、10%超の議決権を保有している法人等（営利を目的とする者に限り、「その他金融機関等」（p.21参照）を除く）に係る出資（以下、「対象出資」）のうち、（この条の規定の適用がないものとして算出した）自己資本の額の15%に相当する額（以下、「重要な出資に係る15%基準額」）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、1250%

¹⁶ CVA 捕捉の詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「バーゼルⅢ告示④ リスク捕捉の強化」（金本悠希）[2012年5月24日]

(<http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/12052401financial.html>)

¹⁷ 農林中央金庫、信用協同組合・同連合会、信用金庫・同連合会、労働金庫・同連合会、農業協同組合・同連合会、漁業協同組合・同連合会、水産加工業協同組合・同連合会をいう。

¹⁸ CCP向けエクスポージャーの見直しの詳細については、以下の大和総研レポートを参照されたい。

◆ 「CCP向けエクスポージャーの資本賦課」（鈴木利光）[2012年12月19日]

(http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20121219_006609.html)

¹⁹ 脚注17に同じ

とされている（改正告示第 76 条の 2 の 2 第 1 項参照）。

また、改正告示では、対象出資が複数あり、重要な出資に係る 15%基準額を下回る部分の額の合計額が、（この条の規定の適用がないものとして算出した）自己資本の額の 60%に相当する額（以下、「重要な出資に係る 60%基準額」）を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、1250%とされている（改正告示第 76 条の 2 の 2 第 2 項参照）。

ii) 内部格付手法採用行の場合

出資その他これに類するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、現行規制上、エクスポージャーの額（EAD）に一律 100%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（告示第 178 条第 2 項参照）。

改正告示では、対象出資のうち重要な出資に係る 15%基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）に 1250%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（改正告示第 178 条の 2 の 2 第 1 項参照）。

また、改正告示では、対象出資が複数あり、重要な出資に係る 15%基準額を下回る部分の額の合計額が、重要な出資に係る 60%基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）に 1250%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（改正告示第 178 条の 2 の 2 第 2 項参照）。

なお、これらの信用リスク・アセットの額を自己資本比率の分母に加算するにあたっては、それぞれの額に 1.06 を乗じることとされている点に留意されたい（改正告示第 152 条第 2 号イ参照）。

(6) 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセット額の引き上げ

i) 標準的手法採用行の場合

現行規制上、金融機関²⁰、外国銀行、銀行持株会社およびこれに準ずる外国の会社の資本調達手段に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、一律 100%とされている（告示第 63 条第 3 項参照）。

これに対して、改正告示では、次のような見直しが行われている（改正告示第 76 条の 2 の 3 参照）。

他の金融機関等（※1）の対象資本調達手段（※2）のうち、対象普通株式等（※3）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、250%とする。

²⁰ 脚注 10（p. 12）参照。ただし、ここでは、預金保険法第 2 条第 5 項に規定する銀行持株会社等は除かれる。

- (※1) 「銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第 29 条第 4 項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「バーゼルⅢに関する Q&A」第 8 条-Q10 参照）。
- (※2) 「資本調達手段のうち、普通株式に該当するもの（中略）、その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの又は Tier2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（中略）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」（改正告示第 8 条第 6 項 1 号）。
- (※3) 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第 29 条第 5 項）。

ii) 内部格付手法採用行の場合

現行規制上、金融機関等向けエクスポージャーは事業法人等向けエクスポージャーに包含されており（告示第 1 条第 4 号参照）、その信用リスク・アセットの額は、告示第 153 条から第 159 条の規定に従って算出することとされている。

これに対して、改正告示では、次のような見直しが行われている（改正告示第 178 条の 2 の 3 参照）。

他の金融機関等（※1）の対象資本調達手段（※2）のうち、対象普通株式等（※3）に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）に 250% のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- (※1) 「銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第 29 条第 4 項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「バーゼルⅢに関する Q&A」第 8 条-Q10 参照）。
- (※2) 「資本調達手段のうち、普通株式に該当するもの（中略）、その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの又は Tier2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（中略）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」（改正告示第 8 条第 6 項 1 号）。
- (※3) 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第 29 条第 5 項）。

なお、ここで算出された信用リスク・アセットの額を自己資本比率の分母に加算するにあつては、それぞれの額に 1.06 を乗じることとされている点に留意されたい（改正告示第 152 条第 2 号イ参照）。

(7) 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る信用リスク・アセット額の引き上げ

i) 標準的手法採用行の場合

改正告示では、特定項目（p. 19 参照）のうちコア資本に係る調整項目に算入されなかった部

分（コア資本の10%以内の部分等）に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、250%とされている（改正告示第76条の4参照）。

ii) 内部格付手法採用行の場合

改正告示では、特定項目のうちコア資本に係る調整項目に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EAD）に250%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（改正告示第178条の4参照）。

なお、ここで算出された信用リスク・アセットの額を自己資本比率の分母に加算するにあたっては、それぞれの額に1.06を乗じることとされている点に留意されたい（改正告示第152条第2号イ参照）。

(8) マーケット・リスクの特例

i) 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に係る特例

改正告示では、マーケット・リスク相当額の算出にあたって、普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に係る特例が新設されている。

具体的には、次のような特例である（改正告示第302条の14参照）。

他の金融機関等（※1）の対象資本調達手段（※2）のうち、対象普通株式等（※3）に該当するもの以外のもののマーケット・リスク相当額は、当該部分の額に20%のリスク・ウェイトを乗じた額とする。

- (※1) 「銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第29条第4項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、および「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「パーゼルⅢに関するQ&A」第8条-Q10参照）。
- (※2) 「資本調達手段のうち、普通株式に該当するもの（中略）、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（中略）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」（改正告示第8条第6項1号）。
- (※3) 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第29条第5項）。

ii) 特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例

改正告示では、マーケット・リスク相当額の算出にあたって、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る特例が新設されている。

具体的には、特定項目のうちコア資本に係る調整項目に算入されなかった部分のマーケット・リスク相当額は、当該部分の額に20%のリスク・ウェイトを乗じた額とされている（改正告示第302条の14参照）。

8. 経過措置

(1) 「適格旧非累積的永久優先株」に係る経過措置（グランドファザリング）

適用日（2014年3月31日）前に銀行が発行した非累積的永久優先株（現行告示第28条参照）で、強制転換条項付優先株式（改正告示第28条第4項参照）に該当しないもの（以下、「適格旧非累積的永久優先株」）の額については、適用日から起算して15年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、適用日における適格旧非累積的永久優先株の額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則第3条第1項参照）。

2014年3月31日 ～ 2020年3月30日（2019年3月期を含む）	100%
2020年3月31日 ～ 2021年3月30日（2020年3月期を含む）	90%
2021年3月31日 ～ 2022年3月30日（2021年3月期を含む）	80%
2022年3月31日 ～ 2023年3月30日（2022年3月期を含む）	70%
2023年3月31日 ～ 2024年3月30日（2023年3月期を含む）	60%
2024年3月31日 ～ 2025年3月30日（2024年3月期を含む）	50%
2025年3月31日 ～ 2026年3月30日（2025年3月期を含む）	40%
2026年3月31日 ～ 2027年3月30日（2026年3月期を含む）	30%
2027年3月31日 ～ 2028年3月30日（2027年3月期を含む）	20%
2028年3月31日 ～ 2029年3月30日（2028年3月期を含む）	10%

（注）適格旧非累積的永久優先株にステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利または配当率）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧非累積的永久優先株の額は、コア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない（改正告示附則第3条第3項参照）。

(2) 「適格旧資本調達手段」に係る経過措置（グランドファザリング）

適用日前に発行された、現行Tier1（基本的項目）または現行Tier2（補完的項目）に該当する資本調達手段であって、普通株式（改正告示第28条第3項参照）および強制転換条項付優先株式（改正告示第28条第4項参照）のいずれにも該当しないもの（以下、「適格旧資本調達手段」）の額²¹ ²²については、適用日から起算して10年を経過する日までの間は、次の表の左欄

²¹ 償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が5年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が5年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じた額とされている（改正告示附則第3条第2項参

に掲げる区分に応じ、適用日における適格旧資本調達手段の額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を超えない部分の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則第3条第2項参照）。

2014年3月31日 ～ 2015年3月30日	(2014年3月期を含む)	100%
2015年3月31日 ～ 2016年3月30日	(2015年3月期を含む)	90%
2016年3月31日 ～ 2017年3月30日	(2016年3月期を含む)	80%
2017年3月31日 ～ 2018年3月30日	(2017年3月期を含む)	70%
2018年3月31日 ～ 2019年3月30日	(2018年3月期を含む)	60%
2019年3月31日 ～ 2020年3月30日	(2019年3月期を含む)	50%
2020年3月31日 ～ 2021年3月30日	(2020年3月期を含む)	40%
2021年3月31日 ～ 2022年3月30日	(2021年3月期を含む)	30%
2022年3月31日 ～ 2023年3月30日	(2022年3月期を含む)	20%
2023年3月31日 ～ 2024年3月30日	(2023年3月期を含む)	10%

(注) 適格旧資本調達手段にステップ・アップ金利等（あらかじめ定めた期間が経過した後に乗せられる一定の金利または配当率）を上乗せする特約が付されている場合において、当該特約により適用日後にステップ・アップ金利等が上乗せされたときは、その上乗せされた日以後、当該適格旧資本調達手段の額は、コア資本に係る基礎項目の額に算入してはならない（改正告示附則第3条第3項参照）。

(3) 公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置

現行Tier1（基本的項目）または現行Tier2（補完的項目）に該当するものであって、普通株式（改正告示第28条第3項参照）および強制転換条項付優先株式（改正告示第28条第4項参照）のいずれにも該当しないもののうち、公的機関による資本の増強に関する措置を通じて適用日前に発行された資本調達手段の額²³については、その全額をコア資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則第4条第1項参照）。

照）。

²² 適格旧資本調達手段のうち現行Tier2の期限付劣後債務（現行告示第29条第1項第4号参照）または期限付優先株（現行告示第29条第1項第5号参照）に該当するものの額が、適用日における「コア資本（＝基礎項目－調整項目）」の額（経過措置を考慮しないものとする。以下同様）の50%に相当する額を上回る場合には、当該期限付劣後債務または当該期限付優先株に該当するものの額から当該「コア資本」の額の50%に相当する額を控除した額を、適用日における適格旧資本調達手段の額から控除して得た額とする。かつ、適格旧資本調達手段のうち、負債性調達手段（現行告示第29条第1項第3号参照）、期限付劣後債務（現行告示第29条第1項第4号参照）または期限付優先株（現行告示第29条第1項第5号参照）に該当するものの額が、適用日における「コア資本（＝基礎項目－調整項目）」の額を上回る場合には、当該負債性調達手段、当該期限付劣後債務または当該期限付優先株に該当するものの額から当該「コア資本」の額を控除した額を、適用日における適格旧資本調達手段の額から控除して得た額とする。

²³ 脚注21に同じ。

(4) 土地再評価差額金に係る経過措置（グラウンドファザリング）

土地再評価差額金の45%に相当する額（現行告示第29条第1項第1号参照）については、適用日から起算して10年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができる（改正告示附則第5条第1項参照）。

2014年3月31日 ～ 2015年3月30日	(2014年3月期を含む)	100%
2015年3月31日 ～ 2016年3月30日	(2015年3月期を含む)	90%
2016年3月31日 ～ 2017年3月30日	(2016年3月期を含む)	80%
2017年3月31日 ～ 2018年3月30日	(2017年3月期を含む)	70%
2018年3月31日 ～ 2019年3月30日	(2018年3月期を含む)	60%
2019年3月31日 ～ 2020年3月30日	(2019年3月期を含む)	50%
2020年3月31日 ～ 2021年3月30日	(2020年3月期を含む)	40%
2021年3月31日 ～ 2022年3月30日	(2021年3月期を含む)	30%
2022年3月31日 ～ 2023年3月30日	(2022年3月期を含む)	20%
2023年3月31日 ～ 2024年3月30日	(2023年3月期を含む)	10%

上記取扱いを受ける期間（10年間）においては、当該土地の再評価に係る繰延税金資産・負債を、繰延税金資産に係る調整項目の計算過程において勘案する（それ以後は勘案しない）（改正告示附則第5条第2項参照）（p.15参照）。

(5) その他の包括利益累計額のうち退職給付に係る調整額に係る経過措置（段階的調整）

その他の包括利益累計額（改正告示第28条第1項第2号、p.7参照）のうち、退職給付に係る調整額については、適用日から起算して5年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入するものとされている（改正告示附則第6条第1項参照）。

2014年3月31日 ～ 2015年3月30日	(2014年3月期を含む)	0%
2015年3月31日 ～ 2016年3月30日	(2015年3月期を含む)	20%

2016年3月31日 ～ 2017年3月30日 (2016年3月期を含む)	40%
2017年3月31日 ～ 2018年3月30日 (2017年3月期を含む)	60%
2018年3月31日 ～ 2019年3月30日 (2018年3月期を含む)	80%

(6) 少数株主持分に係る経過措置（グランドファザリング）

i) 特定連結子法人等の少数株主持分

特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額(改正告示第29条第1項、p.11参照)のうち、コア資本に係る調整後少数株主持分の額(改正告示第28条第1項第4号、p.7参照)に算入されなかった額に対応する部分の額については、適用日から起算して15年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができる(改正告示附則第7条第1項参照)。

2014年3月31日 ～ 2020年3月30日 (2019年3月期を含む)	100%
2020年3月31日 ～ 2021年3月30日 (2020年3月期を含む)	90%
2021年3月31日 ～ 2022年3月30日 (2021年3月期を含む)	80%
2022年3月31日 ～ 2023年3月30日 (2022年3月期を含む)	70%
2023年3月31日 ～ 2024年3月30日 (2023年3月期を含む)	60%
2024年3月31日 ～ 2025年3月30日 (2024年3月期を含む)	50%
2025年3月31日 ～ 2026年3月30日 (2025年3月期を含む)	40%
2026年3月31日 ～ 2027年3月30日 (2026年3月期を含む)	30%
2027年3月31日 ～ 2028年3月30日 (2027年3月期を含む)	20%
2028年3月31日 ～ 2029年3月30日 (2028年3月期を含む)	10%

ii) 特定連結子法人等以外の連結子法人等の少数株主持分

特定連結子法人等以外の連結子法人等の少数株主持分については、適用日から起算して10年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができる(改正告示附則第7条第2項参照)。

2014年3月31日 ～ 2015年3月30日 (2014年3月期を含む)	100%
2015年3月31日 ～ 2016年3月30日 (2015年3月期を含む)	90%
2016年3月31日 ～ 2017年3月30日 (2016年3月期を含む)	80%
2017年3月31日 ～ 2018年3月30日 (2017年3月期を含む)	70%
2018年3月31日 ～ 2019年3月30日 (2018年3月期を含む)	60%
2019年3月31日 ～ 2020年3月30日 (2019年3月期を含む)	50%
2020年3月31日 ～ 2021年3月30日 (2020年3月期を含む)	40%
2021年3月31日 ～ 2022年3月30日 (2021年3月期を含む)	30%
2022年3月31日 ～ 2023年3月30日 (2022年3月期を含む)	20%
2023年3月31日 ～ 2024年3月30日 (2023年3月期を含む)	10%

(7) 調整項目に係る経過措置（段階的控除）

コア資本に係る調整項目の額（改正告示第28条第2項各号、p.13参照）については、適用日から起算して5年を経過する日までの間は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該額に次の表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入することができる（改正告示附則第8条第1項参照）。

2014年3月31日 ～ 2015年3月30日 (2014年3月期を含む)	0%
2015年3月31日 ～ 2016年3月30日 (2015年3月期を含む)	20%
2016年3月31日 ～ 2017年3月30日 (2016年3月期を含む)	40%
2017年3月31日 ～ 2018年3月30日 (2017年3月期を含む)	60%
2018年3月31日 ～ 2019年3月30日 (2018年3月期を含む)	80%

もともと、上記の表に従いコア資本に係る調整項目の額に算入される額に対応する部分以外の部分の額であっても、現行 Tier1（基本的項目）または現行の控除項目（現行告示第25条参照）に該当する部分の額については、コア資本に係る調整項目の額に算入しなければならないとされている点に留意されたい（改正告示附則第8条第2項参照）。

(8) 自己保有普通株式等に係る経過措置（調整項目の範囲の拡大）

前述（p. 15）のとおり、コア資本に係る調整項目の一項目として挙げられている「自己保有普通株式等」（改正告示第 28 条第 2 項第 2 号参照）とは、銀行または連結子法人等が自らの普通株式等（普通株式または強制転換条項付優先株式をいい、自己株式に該当するものを除く）を保有している場合における当該普通株式等をいう（改正告示第 29 条第 2 項参照）。

もともと、「自己保有普通株式等」の範囲は、適用日から起算して 10 年を経過する日までの間（すなわち 2014 年 3 月 31 日から 2024 年 3 月 30 日までの間（2023 年 3 月期を含む））については（銀行または連結子法人等が保有する自らの）適格旧非累積的永久優先株（p. 31 参照）または適格旧資本調達手段（p. 31 参照）にまで、そして 2024 年 3 月 31 日から 2029 年 3 月 30 日までの間（2028 年 3 月期を含む）については適格旧非累積的永久優先株（p. 31 参照）にまで拡大されることとしている（改正告示附則第 9 条第 1 項参照）。

(9) 意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置（調整項目の範囲の拡大）

前述（p. 15）のとおり、コア資本に係る調整項目の一項目として挙げられている「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」（改正告示第 28 条第 2 項第 3 号参照）を算出するにあたっては、「他の金融機関等²⁴」が意図的に銀行または連結子法人等の普通株式または強制転換条項付優先株式を保有していることが前提となっている（改正告示第 29 条第 4 項参照）。

もともと、他の金融機関等が意図的に保有する銀行または連結子法人等の資本調達手段の範囲は、適用日から起算して 10 年を経過する日までの間（すなわち 2014 年 3 月 31 日から 2024 年 3 月 30 日までの間（2023 年 3 月期を含む））については適格旧非累積的永久優先株（p. 31 参照）または適格旧資本調達手段（p. 31 参照）にまで、そして 2024 年 3 月 31 日から 2029 年 3 月 30 日までの間（2028 年 3 月期を含む）については適格旧非累積的永久優先株（p. 31 参照）にまで拡大されることとしている（改正告示附則第 10 条第 1 項参照）。

(10) 特定項目に係る 15%基準超過額に係る経過措置

前述（p. 23）のとおり、コア資本に係る調整項目の一項目として挙げられている「特定項目に係る 15%基準超過額」（改正告示第 28 条第 2 項第 6 号参照）は、「特定項目に係る 10%基

²⁴ 「銀行又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）であって連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの」（改正告示第 29 条第 4 項）をいう。具体的には、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者（証券会社を含む）、及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者がこれに該当する（外国法人についても同様）（「パーゼルⅢに関する Q&A」第 8 条-Q10 参照）。

準対象額」²⁵から「特定項目に係る 15%基準額」を控除した額とされている（改正告示第 29 条第 7 項参照）。そして、「特定項目に係る 15%基準額」とは、コア資本に係る基礎項目の合計額から、この規定を考慮する前の時点におけるコア資本に係る調整項目の合計額（すなわち、「特定項目に係る 10%基準超過額」および「特定項目に係る 15%基準超過額」を除いた、コア資本に係る調整項目の合計額）および特定項目の合計額を控除した額に 15%を乗じ、これを 85%で除して得た額とされている（改正告示第 29 条第 7 項第 1 号参照）。

もともと、適用日から起算して 5 年を経過する日までの間、すなわち 2014 年 3 月 31 日から 2019 年 3 月 30 日までの間（2018 年 3 月期を含む）については、「特定項目に係る 15%基準額」を算出するにあたって、「－『特定項目の合計額』」および「÷ 85%」の手続きは省略することとしている（改正告示附則第 11 条第 1 項参照）。具体的には、適用日から起算して 5 年を経過する日までの間における「特定項目に係る 15%基準額」とは、コア資本に係る基礎項目の合計額から、この規定を考慮する前の時点におけるコア資本に係る調整項目の合計額（すなわち、「特定項目に係る 10%基準超過額」および「特定項目に係る 15%基準超過額」を除いた、コア資本に係る調整項目の合計額）を控除した額に 15%を乗じて得た額ということになる。

(11) 普通株式等出資を除く金融機関等の資本調達手段に対するエクスポージャーに係る経過措置（リスク・ウェイトの軽減措置）

前述（p. 28）のとおり、他の金融機関等の「対象資本調達手段²⁶」のうち、「対象普通株式等²⁷」に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについては、250%のリスク・ウェイトを乗じることとされている（改正告示第 76 条の 2 の 3・第 178 条の 2 の 3 参照）。

もともと、当該エクスポージャーのうち、銀行が適用日において保有するもの（例えば、生命保険会社の発行する基金債）については、銀行がその保有を継続している場合に限り、適用日から起算して 5 年を経過する日までの間、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、段階的にリスク・ウェイトを引き上げることとされている（改正告示附則第 12 条第 1 項参照）。

2014 年 3 月 31 日 ～ 2015 年 3 月 30 日	（2014 年 3 月期を含む）	100%
2015 年 3 月 31 日 ～ 2017 年 3 月 30 日	（2016 年 3 月期を含む）	150%
2017 年 3 月 31 日 ～ 2019 年 3 月 30 日	（2018 年 3 月期を含む）	200%

²⁵ 特定項目の合計額から「特定項目に係る 10%基準超過額」（前記 6. (6) 参照）を控除した額をいう（改正告示第 29 条第 7 項第 1 号参照）。図表 8（p. 24）の斜線部がこれに該当する。

²⁶ 「資本調達手段のうち、普通株式に該当するもの（中略）、その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの又は Tier2 資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（中略）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る」（改正告示第 8 条第 6 項一号）。

²⁷ 「対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するもの（みなし普通株式を含む。）をいう」（改正告示第 29 条第 5 項）。

また、当該エクスポージャーのうち、金融機関²⁸、銀行持株会社または最終指定親会社²⁹が発行した適格旧非累積的永久優先株（p. 31 参照）または適格旧資本調達手段（p. 31 参照）については、適用日から起算して 15 年を経過する日までの間、すなわち 2014 年 3 月 31 日から 2029 年 3 月 30 日までの間（2028 年 3 月期を含む）、リスク・ウェイトを 100%とすることとされている（改正告示附則第 12 条第 2 項参照）。

なお、改正告示附則第 12 条第 2 項が適用される「適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段」には、国際統一基準行の発行する資本調達手段（2013 年 3 月 31 日から 2014 年 3 月 30 日までの間に発行されたものを含む）が包含される余地があるようである。すなわち、例えば国内基準行が国際統一基準行の発行する Tier2 資本調達手段を保有する場合（当該国際基準行との間で資本調達手段の意図的な持合いは存在しないものとする）、「保有する当該 Tier2 資本調達手段が、新たな国際統一基準（平成 25 年 3 月 31 日より適用）における Tier2 資本調達手段の要件を満たさない場合には、改正告示附則第 12 条第 2 項に従い、改正告示の適用日である平成 26 年 3 月 31 日から 15 年間、100 パーセントのリスク・ウェイトが適用されます。他方、当該 Tier2 資本調達手段が上記 Tier2 資本調達手段の要件を満たす場合には、改正告示の適用日である平成 26 年 3 月 31 日に保有していたものについては、改正告示附則第 12 条第 1 項により 100 パーセントから 250 パーセントにかけて段階的に引き上げられるリスク・ウェイトが適用され、また、当該適用日より後に保有することになったものについては 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されます」（「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」）。

(12) 内部格付手法を用いるための自己資本比率に係る経過措置（自己資本比率の軽減措置）

前述（p. 4）のとおり、内部格付手法採用行については、当該銀行を国際統一基準行であるとみなし、普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上³⁰を維持することを内部格付手法の採用および継続使用の要件としている（改正告示第 238 条第 2 号参照）。

もともと、適用日から起算して 1 年を経過する日までの間、すなわち 2014 年 3 月 31 日から 2015 年 3 月 30 日までの間（2014 年 3 月期を含む）については、この要件を普通株式等 Tier1 比率 4%以上とすることとされている（改正告示附則第 13 条第 1 項参照）。

以上

²⁸ 脚注 10（p. 12）参照

²⁹ 金融商品取引法上の特別金融商品取引業者（総資産の額が 1 兆円を超える証券会社）を子会社に持つグループの頂点となるべき親会社をいう。

³⁰ 国際統一基準行の普通株式等 Tier1 比率の算出方法については、以下の大和総研レポートを参照されたい。
◆「パーゼルⅢ告示① 普通株式等 Tier1 比率（連結）＜訂正版＞」（鈴木利光/金本悠希）[2013 年 1 月 25 日] (http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130125_006730.html)